

新中（長）期目標案に対する各省共通指摘事項の方向性について

平成 28 年 2 月 3 日
評 価 部 会

平成 27 年度に中期目標期間が終了する法人の組織・業務の見直しに関し、全法人に共通的な事項について「各大臣所管法人共通」として指摘（以下「11/17 共通意見」という。）。

現在、新中（長）期目標案について各主務大臣から情報提供いただいております。現在のところ、以下の事項については、共通的に指摘を行い、各省において適切な目標を設定いただくとともに、必要があるものは委員会として意見を述べていくことが適当ではないか。

I. 11/17 共通意見の反映状況に係る指摘の方向性

1. 統合効果の最大限発揮について

【11/17 共通意見の指摘概要】

①類似・関連する部門の統合・再編、②間接部門の共通化・効率化、③一体的マネジメント体制の構築、④研究部門の機動的再編等の新たな研究課題に向けた取組、を行うべき。

【新目標案への反映状況】

多くの法人が目標案に反映。ただし、マネジメント体制を機能させるための具体的取組が記載されていない法人もある。

⇒ 統合法人について、11/17 意見（共通・個別）を新目標案に反映させるとともに、目標策定指針に基づき、一体的マネジメント体制を機能させるための具体的取組についても明記する必要。

2. 国の政策における位置付けの明確化について

【11/17 共通意見の指摘概要】

①国の政策における法人の位置付けについて明確化、②国の政策目的を実現するために法人が達成すべき目標を明確化、③民間部門や関連法人との役割分担の明確化、を行うべき。

【新目標案への反映状況】

①、③は大部分の法人が目標案に反映。②は目標の具体性・明確性が不十分な法人もある。

⇒ 独法は国の政策の実施機関であることから、目標策定指針に基づき、国の政策における法人の位置付け・ミッション、国の政策等との関係等について新目標に明記することが必要。

（注：法人の目標の具体化・定量化・明確化については、次の 3. の項目において指摘）

3. 政策目標（アウトカム）の明確化について

【11/17 共通意見の指摘概要】

アウトカムが測定できる具体的・定量的な目標設定（研究法人は具体的・明確な目標設定）を行うべき。

【新目標案への反映状況】

定量的目標がない法人や目標水準が安易と考えられる法人、開発業務に係る「評価軸」「関連する指標等」について現在作成中としている法人、「評価軸」等について新目標案に何ら記載がない法人などがある。

⇒ 平成26年の独法制度改正の趣旨は、主務大臣による目標管理・評価の仕組みを徹底するもの。
目標策定指針に基づき、具体的・定量的な目標を定め、かつ、その水準は法人の努力を促すことが期待されるような水準とすることが必要。

特に、国立研究開発法人については具体的・明確な目標設定に加え、同指針に基づき「評価軸」及び「評価軸に関連する指標等」を設定し、これらについて新目標に明記、又は、目標とこれらとの関連について新目標中に明記する必要。

4. 組織運営・ガバナンスの適正化について

【11/17 共通意見の指摘概要】

①内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に設定、②個人情報保護、情報セキュリティの取組、③外部人材の招へいやクロスアポイントメント制度の導入等による人材育成・登用方針の明確化、を行うべき。

【新目標案への反映状況】

内部統制システムが機能するための具体的取組の記載が不十分な法人や、過去に不祥事案件が発生しているが再発防止も含めたリスク管理のための具体的取組の記載が不十分な法人がある。

⇒ 法人の長の下での自律的PDCAサイクルを機能させるため、「「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総管査第322号）に基づく事項の運用を確実に図る等、内部統制システムの整備及び同システムが有効に機能するための取組について新目標に明記する必要。

特に、不祥事案件が発生した法人については、再発防止策も含めたリスク管理のための具体的な取組を明記する必要。

これらの他、クロスアポイントメント制度の導入・活用をはじめとした人事管理・組織運営など、ガバナンスに関する事項について適切に措置する必要。

5. 財務内容の改善について

【11/17 共通意見の指摘概要】

既往の政府決定に基づく取組の着実な実施のほか、①予算執行の効率化、②繰越欠損金の計画的処理、③自己収入増加措置の具体化、④出融資業務の財務マネジメント充実、⑤共同調達の実施や間接業務の共同実施、を行うべき。

【新目標案への反映状況】

管理会計手法を活用した予算管理の取組や自己収入増加措置について、具体的な記載がない法人がある。

⇒ 11/17意見（共通・個別）で指摘したとおり、管理会計の手法を活用した着実な会計処理に係る取組（例：収益化単位ごとの予算・実績管理体制の構築、セグメント情報開示）や、自己収入増加措置について、具体的に明記する必要。

Ⅱ. 目標策定指針及び評価指針に基づく指摘の方向性

1. 「一定の事業等のまとまり」の設定について（注：11/17 共通意見での指摘はないが、目標策定指針に照らし全体を通じて指摘）

【新目標案への反映状況】

大部分の法人が、目標策定指針に基づき「一定の事業等のまとまり」を設定。ただし、一部の法人で指針の趣旨を十分反映させていないおそれ（例：あまりに細分化）。

⇒ 「一定の事業等のまとまり」は、目標策定指針では「一貫した管理責任を徹底し得る単位」とされ、評価に際して原則評価単位となるもの。同指針に基づき適切に設定する必要がある、また、どの項目が「一定の事業等のまとまり」なのか新目標中に明記する必要がある。

なお、独法会計基準に基づき、「一定の事業等のまとまり」ごとのセグメント区分による財務情報の開示が求められるものに留意。

2. 重要度、優先度、難易度について（注：11/17 共通意見での指摘はないが、目標策定指針に照らし全体を通じて指摘）

【新目標案への反映状況】

大部分の法人が、重要度・優先度・難易度が高い目標についてその旨及びその理由を明記。ただし、理由が明確でないまますべての業務に「難易度：高」と付している法人など、指針の趣旨に反した付け方をしている法人があるおそれ。

⇒ 重要度、優先度及び難易度は、メリハリのある評価や法人の長のマネジメント向上のため、特に高いものに付すもの。当該趣旨を踏まえ適切に付すとともに、その理由について明記する必要がある。

3. 定量的な目標・指標の水準の設定について（注：11/17 共通意見での指摘はなく、現時点で具体的な問題が生じているものではないが、評価指針に照らし今後の目標水準の変更や評価の際の考慮事項として指摘）

【新目標案への反映状況】

大部分の法人が、定量的な目標・指標の設定に当たり、過去の業務実績を基準として水準を設定している状況。ただし、特に、新規事業など過去の業務実績等を参考にできない場合や、期中で法人の資源（予算・人員）が大幅に変更されたような場合など、当初想定し目標に明記した水準とその後の実際の業務実績に大きな離が生じる可能性も考えられるところ。

⇒ 評価指針において「目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する」とされている趣旨を踏まえ、特に、新規事業など過去の業務実績等に基づいた目標を策定しがたい場合や、目標期間中に法人の資源（予算・人員）が大幅に変更されたような場合等において、当初想定し設定した目標や指標の水準とその後の実際の業務実績に大きな離が生じた場合には、適切な評価に資する水準となるよう、目標の適宜の見直しや評価の際の目標妥当性の検証等を適切に行うことが重要。